責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行えるような措置を講ずること。事務の委託を受けた事業者が、複数の事業者に事務を再委託する場合も同様とする。

⑷　要員派遣を受ける場合等の措置

要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずること。

11　この基準の遵守並びに国税連携ネットワークシステムの自己点検及び外部監査等

⑴　自己点検

この基準の遵守並びに国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成、運用保守及び利用の各段階におけるセキュリティ対策について、自己点検を実施し、その結果に基づき改善を図ること。

⑵　外部監査等の実施

機構は、この基準の遵守並びに国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策について外部監査を実施し、その結果に基づき国税連携ネットワークシステムの改善を図ること。また、認定委託先事業者に対し、国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策についての外部監査を実施し、その結果に基づき国税連携ネットワークシステムの改善を行わせること。この場合において、機構は、当該外部監査の結果を、総務大臣に報告するとともに、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体に提供すること。

⑶　監査の体制の確立

委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体は、それぞれ監査の体制を確立し、国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成、運用保守及び利用の各段階におけるセキュリティ対策の評価を行い、その結果に基づき国税連携ネットワークシステムの改善を図ること。

第５　他の情報システムとの接続

１　他の情報システムとの接続条件

国税連携ネットワークシステムと税務システムその他の国税連携ネットワークシステム以外の情報システム（以下「他の情報システム」という。）を接続する場合は、次のセキュリティ対策を講ずること。

⑴　電気通信回線上の盗取の防止

国税連携ネットワークシステムと他の情報システムとの接続に係る電気通信回線は専用回線を用いるとともに、通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

⑵　ファイアウォールによる通信制御

国税連携ネットワークシステムと他の情報システムとの間にファイアウォールを設置し、国税連携ネットワークシステム上の処理又は他の情報システム上の処理に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

２　他の情報システムとの接続状況についての連絡調整

機構は、国税連携ネットワークシステムと他の情報システムとの接続状況について認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と連絡調整を行うこと。また、機構は、それぞれの他の情報システムにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と連絡調整を行うこと。

⑵　外部監査等の実施

機構は、この基準の遵守並びに国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策について外部監査を実施し、その結果に基づき国税連携ネットワークシステムの改善を図ること。また、認定委託先事業者に対し、国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策についての外部監査を実施し、その結果に基づき国税連携ネットワークシステムの改善を行わせること。この場合において、機構は、当該外部監査の結果を、総務大臣に報告するとともに、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体に提供すること。

⑶　監査の体制の確立

委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体は、それぞれ監査の体制を確立し、国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成、運用保守及び利用の各段階におけるセキュリティ対策の評価を行い、その結果に基づき国税連携ネットワークシステムの改善を図ること。

第５　他の情報システムとの接続

１　他の情報システムとの接続条件

国税連携ネットワークシステムと税務システムその他の国税連携ネットワークシステム以外の情報システム（以下、「他の情報システム」という。）を接続する場合は、次のセキュリティ対策を講ずること。

⑴　電気通信回線上の盗取の防止

国税連携ネットワークシステムと他の情報システムとの接続に係る電気通信回線は専用回線を用いるとともに、通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

⑵　ファイアウォールによる通信制御

国税連携ネットワークシステムと他の情報システムとの間にファイアウォールを設置し、国税連携ネットワークシステム上の処理又は他の情報システム上の処理に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。

２　他の情報システムとの接続状況についての連絡調整

機構は、国税連携ネットワークシステムと他の情報システムとの接続状況について認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と連絡調整を行うこと。また、機構は、それぞれの他の情報システムにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と連絡調整を行うこと。